

政 法 第 2 7 5 9 号
答 申 第 4 0 1 号
平 成 2 7 年 2 月 1 9 日

千葉県公安委員会
委員長 佐藤 健太郎 様

千葉県情報公開審査会
委員長 庄司 久雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成24年5月30日付け公委（厚）発第1号による下記の諮問について、
別添のとおり答申します。

記

諮問第484号

平成24年4月29日付けで審査請求人から提起された、平成24年4月
25日付け厚発第106号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対
する裁決について

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人が求めている行政文書を開示せよというものである。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書による審査請求理由

審査請求人が、審査請求書で主張する審査請求理由は以下のとおりである。

本件で開示された行政文書は、審査請求人が求めている行政文書ではない。また、本件開示請求による実施機関の補正（行政文書を特定する手続）等は一切なかった。

(2) 当審査会が審査請求人に対し、求める開示対象文書について照会したところ、以下のとおり回答があった。

審査請求人が求める行政文書であるが、今回開示された対象文書には長崎ストーカー事件で、被害届を受理せず、旅行を優先することを決めた際の決裁文書等がない。

審査請求人は、警察関係者が、レクリエーションで旅行に行った際の行政文書の開示を求めている訳ではない。

確かに、開示請求書に記載されている部分の後段だけを見て、処分庁が本件での対象文書を特定して、開示決定を行った事については妥当な判断だと考えるが、その前段部分が、本件では、重要な点である。

国民の被害届を受理せず、のんびり旅行に行った結果、殺人事件に発展した事案に関しての行政文書がないからである。

少なくとも、本件で、旅行に行った警察職員等の中には、ストーカーの被害者から事情聴取した職員や、被害届を受理しなかった職員等が含まれている以上、本来この職員等が作成した行政文書も存在する筈であ

る。

それに、事件の検証結果に、関係者等が、旅行に行っていた事実の記載が、なぜなかったのかが分かる文書もない。

少なくとも、審査請求人は、どの様な行政文書が存在するのか、不明の為、漠然とした記載しかできないが、防犯を第一に仕事を行わなければならない、千葉県警が、防犯よりも旅行を優先させた結果、起きたともいえる殺人事件に関して、作成された行政文書全般の開示請求が本件である。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求に係る処分

審査請求に係る処分は、平成24年4月25日付け厚発第106号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）である。

2 行政文書開示請求及び対象文書の特定について

請求年月日は平成24年3月24日付けで、請求内容は、「長崎県ストーカー殺人事件に関して、ストーカー被害届を受理せず、旅行に行った案件に関して作成された行政文書一切」（以下「本件開示請求」という。）である。

また、対象文書として以下の文書を特定した（以下の（1）から（4）の文書をまとめて「本件対象文書」という。）。

- （1）当直1班レクリエーションの旅行計画について（以下「旅行計画について」という。）
- （2）グループレクリエーション活動執行結果内訳書（以下「執行結果内訳書」という。）
- （3）領収証添付用紙
- （4）休暇等（私事旅行）申請簿（以下「休暇等申請簿」という。）

3 特定の経緯

実施機関は、長崎県さいかいしせいひちょう西海市西彼町における女性2名被害の殺人事件に至ることとなった男女間トラブル事案の担当所属である習志野警察署及び習志野警察署の対応の検証を行った刑事部、生活安全部並びにレクリエーション

ョンに行ったことに関して再検証を行った警務部監察官室が保有している行政文書のうち、習志野警察署当直第1班のレクリエーション旅行（以下「本件旅行」という。）に関して作成された行政文書を調査し、該当する文書を特定した。

なお、「執行結果内訳書」にあっては、千葉県警の互助会である一般財団法人千葉県旭光会（以下「旭光会」という。）が、管理する文書であるが、習志野警察署では写しを保管していたことから、同文書を対象文書として特定した。

4 対象文書の記載内容

（1）旅行計画について

習志野警察署当直1班が本件旅行を実施するために計画した起案文書であり、旅行の日程、宿泊先が記載されているもので、本件旅行に行った案件に関して作成された行政文書である。

（2）執行結果内訳書

旭光会が各所属に配分しているグループレクリエーションの助成金を会員（警察職員等）が執行後、その結果報告として旭光会へ送付する文書で、執行日、執行内容、執行者の氏名、執行した助成金の額等が記載されており、本件旅行に行った案件に関して作成された行政文書である。

（3）領収証添付用紙

旭光会が各所属に配分しているグループレクリエーションの助成金を会員が執行した際に、執行の証として受領した領収証等が添付されている用紙で、所属が保管する文書である。

したがって、「執行結果内訳書」と同様に、本件旅行に行った案件に関して作成された行政文書である。

（4）休暇等申請簿

職員が年次休暇、特別休暇、療養休暇等の申請をする際や承認の必要な私事旅行をする際に作成する文書であり、申請者の所属・氏名、休暇の期間、休暇の理由、旅行の日時、行先、交通手段、連絡先等が記載されているもので、本件旅行に行った案件に関して作成された行政文書である。

5 不開示の理由について

(1) 本件対象文書のうち、特定の者の氏名並びに警部補以下の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。

また、「旅行計画について」の添付書類等、「執行結果内訳書」の支出内容の金額及び支出合計等、「領収証添付用紙」及び「休暇等申請簿」の時間や行先等の情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が記載されており、これらは千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号に該当するため不開示とした。

(2) 「旅行計画について」及び、「執行結果内訳書」には一般には公表されていない警察電話番号が記載されており、公にすることにより、当該電話の開設目的とは異なる架電を誘発するなど、警察通信の正常かつ能率的な運営及び事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第8条第6号に該当し、当該箇所を不開示とした。

6 審査請求の理由及び決定の妥当性について

(1) 審査請求の理由

ア 本件決定で開示された行政文書は、審査請求人が求めている行政文書ではない。

イ 本件開示請求による実施機関の補正（行政文書を特定する手続）等は一切なかった。

(2) 決定の妥当性について

ア 上記（1）アの主張について

審査請求人は、「審査請求人が求めている行政文書ではない」と主張する。

同主張は、審査請求人が求めている文書が他にあるはずであるとの主張と考えられるが、開示請求時において対象文書と特定された行政文書は、開示した行政文書以外に存在していない。

イ 上記（1）イの主張について

審査請求人は、「補正等は一切なかった。」と主張する。

同主張は、審査請求人が請求する行政文書の件名又は内容に対して、実施機関は必ず補正をかけるものであるとの主張と考えられるが、請

求内容の末尾に「一切」とあることから、特定の文書に限らず、開示請求の時点において該当する行政文書全てを請求しているものと判断でき、前記のとおり請求内容に該当する行政文書が特定できた。また、開示請求書に形式上の不備は認められなかった。よって、本件開示請求に対して補正をかけなければならないものではなかった。

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考えられる。

第4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求及び本件決定について

本件開示請求及び本件決定は、上記第3の1及び2のとおりである。

そして、審査請求人は審査請求書及び当審査会への回答書によって、審査請求人が求める行政文書が開示されておらず、同人が求める行政文書を開示せよと主張するので、以下本件対象文書の特定の可否について検討する。

なお、本件決定における本件対象文書の不開示部分の妥当性については、審査請求がなされていないと解されることから、判断しない。

2 対象文書の特定について

(1) 特定の経緯等について

ア 本件の開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）には、「長崎県のストーカー殺人事件（以下「本件事件」という。）に関して、ストーカー被害届を受理せず旅行に行った案件に関して作成された行政文書一切」と記載されており、この中の「旅行」とは、「本件旅行」を指すものであることは、平成24年3月22日の警察庁長官の記者発表などから明らかである。

そして、実施機関の説明によれば、上記のとおり、本件開示請求書には本件旅行に関しての「旅行に行った案件に関して作成された文書一切」と記載されていることから、「旅行に行った案件」だけに係って作成された文書、つまり本件旅行の実施に際して必要となる「旅行計

画について」及び「休暇等申請簿」並びに事後的な報告に関する「執行結果内訳書」及び「領収証添付用紙」を本件対象文書として特定したとのことである。

なお、本件対象文書の内容は、上記第3の実施機関の説明要旨の4に記載のとおりと認められる。

イ 実施機関は、本件対象文書の特定にあたって、男女間トラブル事案の担当所属である習志野警察署及び習志野警察署の対応の検証を行った刑事部、生活安全部、さらに本件旅行の実施に関して再検証を行った警務部監察官室で保有する行政文書のうち、本件旅行に関して作成された行政文書を調査し、該当する文書を特定したとのことである。

これらの部署は、千葉県警が本件事件の検証において参照した行政文書も複数保有しており、これら行政文書の一部は、既に、条例に基づいて別の者が開示請求をしており、これに対し、部分開示等がなされているとのことである。

したがって、実施機関が、仮に本件開示請求を、本件旅行を含む本件事件に関連する行政文書と捉えていれば、これらの文書も対象文書となった可能性は否定できない。

しかし、実施機関は、本件開示請求書の文言を文理に即して解釈し、上記アのとおりを考え、対象文書を特定したとのことである。

(2) 対象文書特定に係る条例上の解釈について

条例に基づく開示請求に当たっては、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を開示請求書に記載すべきことが定められている（条例第7条第4号）。

したがって、開示請求に係る文書が特定されていることは、開示請求が適法となるための要件であり、開示請求を受けた実施機関は、原則として、開示請求書に記載された事項から、いかなる文書が請求の対象となっているかという、文書特定の判断をすれば足りることになる。

もっとも、開示請求者においては、一般に、開示請求に係る文書を特定するに足りる情報を有していない場合も少なくないことから、実施機関は、開示請求書における記載では十分に対象文書を特定できないと認めるときは、開示請求者に対し、その補正を求めることができ、この場

合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない（条例第7条第2項）。

以上によれば、開示請求書の記載における文言の文理から、開示請求に係る文書が特定されていると合理的に認められる場合であれば、実施機関は、当該文言の文理に即して特定された文書について、開示又は不開示の決定をすれば足りると解するのが相当である。

この場合、開示請求書の記載における文言の文理から合理的に特定できる文書以外の文書についても開示請求の機会を与えるために、開示請求者に対し補正を求めることが、開示請求を受けた実施機関の義務にまでなるわけではない。

（3）本件対象文書の特定の妥当性について

ア 本件開示請求書の記載を検討すると、その記載自体から、「本件旅行に関する文書」が本件請求の対象文書に該当することは明らかである。

他方で、審査請求人は開示請求書中、「開示を必要とする理由」として、「被害届を受理せず、のん気に旅行に出かける様な警察行政を調査する為」と記載している。この点を考慮すると、確かに、請求意図をどの範囲まで広げて対象文書を特定するかは、上記（1）イのとおり、複数の解釈が成り立つと考えられる。

イ 上記（1）アのとおり、本件開示請求について実施機関は、「本件旅行に行った案件」だけに係って作成された文書を対象文書として特定を行っているところ、上記（3）アで検討したとおり、少なくともこれらの文書は本件対象文書に該当すると認められる。

そして、上記（2）のとおり、開示請求を受けた実施機関は、原則として、開示請求書に記載された事項から文書特定の判断をすればよいのであるから、その他、実施機関が本件決定に至った経緯等を勘案しても、本件決定自体が著しく妥当性を欠いたものということまではできない。

ウ また、一般的に、開示請求書の文言から文書の特定が困難な場合、実施機関は開示請求者に対し補正を求める必要があるが、本件開示請求書の文言によれば、必ず補正を求めなければならないほどの不備があったとは認めがたい。

エ 以上検討したところによれば、本件開示請求についての実施機関の文書特定に至った事務処理が不適切なものとは評価できず、本件決定における文書特定が違法又は不当であったものとは認められないと判断する。

3 異議申立人のその余の主張について

異議申立人のその余の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり実施機関の決定は妥当である。

第5 附言

開示請求書の記載からは、上記第4の2(3)アのとおり、複数の解釈が成り立つものであり、当審査会が行った照会に対する審査請求人の回答からすると、実施機関の解釈と審査請求人の請求意図は結果的に相違していたものである。

そして、本件開示請求があった日の前日には、習志野警察署の担当課職員が本件旅行をしていた問題で、千葉県警が本件旅行の事実についてどのように把握していたかなどを再調査するという発表がなされていた状況下にあったこと、さらに、一般に開示請求者は、実施機関が保有している行政文書を知りえないことに鑑みると、本件開示請求について実施機関は、審査請求人に、必ず請求意図を確認しなければならなかったとまではいえないとしても、そうすることがより望ましかったものとする。

また、上記再検証結果が本件決定の2日前の平成24年4月23日に公表されていることから、この点についても、本件決定と併せて、審査請求人に対し、必ず情報提供をしなければならなかったとまではいえないとしても、しかるべき方法によって、情報提供することがより望ましかったものとする。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年5月30日	諮問書の受理
平成24年7月25日	実施機関の理由説明書の受理
平成26年10月21日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成26年11月28日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成26年12月25日	審議
平成27年1月27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
下 井 康 史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日 名 子 暁	弁 護 士	
湊 弘 美	弁 護 士	

(五十音順：平成27年1月27日現在)